

## 第2章

# 社外取締役、報酬、会社補償、D&O等 取締役に関する 改正ポイント

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士

塚本 英巨

### 【この章のエッセンス】

●社外取締役候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要を株主総会参考書類に記載しなければならず、また、事業年度の末日において公開会社である場合には、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を事業報告に記載しなければならないこととなる。

●一定の監査役会設置会社およびすべての監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めなければならないが、その方針の内容には、その決定の全部または一部を取締役その他の

第三者に委任することとする場合におけるその者の地位や権限の内容等が含まれる。

●事業報告において、会社役員の実績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項、D&O保険契約に関する事項および補償契約に関する事項の開示が求められる。

## 社外取締役に 改正

### (1) 定義関係の改正

改正法では、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提

出義務を負うものについて、1名の社外取締役の選任が義務づけられ、他方で、定時株主総会における社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務が廃止されている（会社法327の2）。

これに伴い、会社法施行規則において、「社外役員」および「社外取締役候補者」の定義について参照される会社法の条文が改正され（会社法2③五口、七口）、また、株主総会参考書類および事業報告における社外取締役を置くことが相当でない理由の記載義務が廃止されている（改正法務省令による改正前の会社法施行規則74条の2、124条2項・3項の削除）。

また、改正法では、会社（指名委員会等設置会社を除く）が社外取締

役を置いている場合において、当該会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該会社は、その都度、取締役会設置会社にあつては取締役会の決議によつて、当該会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるとされている（会社法348の2①）。指名委員会等設置会社については、同条2項に同様の定めがある。そして、この場合は、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときを除き、当該委託された業務の執行は、会社法2条15号イに規定する会社の業務の執行に該当しないものとされている（会社法348の2③）。

このように、改正法では、一定の場合に社外取締役が業務の執行を行うことが認められている。この関係で、会社法施行規則2条3項6号イは、「業務執行者」の定義において、「法人等の業務を執行する役員」から、会社法348条の2第1項および2項の規定による委託を受けた社外取締役を除くものとしている。